

1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1) により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	90/100

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第22条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額
- | | |
|-----------------|--------|
| ア. 生計維持者が死亡した場合 | 500 万円 |
| イ. その他の者が死亡した場合 | 250 万円 |
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1 に同じ
- (2) 対象災害 1 に同じ
- (3) 受給者 (2) により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額
- | | |
|----------|--------|
| ア. 生計維持者 | 250 万円 |
| イ. その他の者 | 125 万円 |
- (5) 費用負担 1 に同じ

災害援護資金の貸付

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	└─ 250万円	└─ 270万円 (350)	└─ 350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)	└──────────┘		
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3